

サービス付き高齢者向け住宅 友友ビレッジ昭島

生活支援サービス契約書

株式会社市進ケアサービス(以下「甲」という)と 入居者 (以下「乙」という)とは、賃貸借(サービス付き高齢者向け住宅)の目的である建物「友友ビレッジ昭島(所在地)東京都昭島市昭和町5丁目8番19号」における甲が乙に提供する

(1)状況把握(安否確認)サービス、生活相談サービス及び緊急時対応サービス及び生活支援サービス重要事項説明書4(1)の4～9に掲げるサービス(以下、生活支援「基本サービス」と称する)

(2)その他の生活支援「随意サービス」(以下、生活支援「随意サービス」と称する)

(以下、(1)(2)を生活支援サービスと称する)

について、次のとおり契約を締結します。

第1条(契約の目的)

甲は、乙に対し、乙が安全かつ安心して主体的に生活を継続できる住まいの充実をはかることができるよう、乙の希望に応じて、生活支援サービスを提供することを約し、乙は、このサービスの対価として第4条のサービス料金を甲に支払うことを約します。

第2条(生活支援サービスの内容)

甲が乙に提供する生活支援サービス内容の詳細は、生活支援サービス重要事項説明書(以下「重要事項説明書」という)に記載します。

第3条(サービス提供の記録)

- 1 甲は、乙の希望により提供するその他の生活支援「随意サービス」については、サービス終了時に、乙から書面によりサービス提供の確認を受けます。
- 2 甲は、サービスの提供に関する諸記録を作成し、契約終了後2年間保存します。
- 3 乙は、甲において、乙に関する第2項の諸記録を閲覧できます。

第4条(生活支援サービスの料金等)

- 1 生活支援「基本サービス」料金は、月額20,000円(税込)とします。ただし、ご夫婦2名で入居の場合、2名で月額30,000円(税込)とします。1ヶ月に満たない期間のサービス料金は1ヶ月を30日として日割計算いたします。
- 2 生活支援「随意サービス」の料金については、重要事項説明書に記載した料金を基に利用頻度に応じて、月末締めにて計算します。

第5条(サービス料金の変更)

甲は、消費者物価指数、雇用情勢、その他の経済事情の変動により利用料金が不相当になった場合には、甲乙協議の上で、利用料金を変更することができます。

第6条(生活支援サービス料金の支払)

1 第4条第1項の料金について、乙は前月28日までに銀行振込の方法で支払います。

1ヶ月に満たない期間のサービス料金は、1ヶ月を30日として日割計算した額を請求もしくは退室時に精算いたします。

2 第4条第2項の料金について、甲は請求書に明細を付して翌月10日までに乙に請求し、乙は、原則として翌月28日に金融機関の口座振替にて甲へ支払います。月途中の退室の場合は、退室時に精算いたします。

3 甲は、乙から前2項の料金の支払を受けたときは、乙に領収書を発行します。

第7条(有効期間)

1 本契約の有効期間は、本契約成立の日から2年とします。ただし、事由の如何を問わず「友ビレッジ昭島(所在地)東京都昭島市昭和町5丁目8番19号」における賃貸借契約が終了したとき及び乙が死亡したときは、本契約も終了します。

2 本契約の契約期間満了日の30日前までに、乙または乙の代理人から書面による契約解除の申し出がない場合には、本契約は自動更新され、更新後の契約期間は2年とします。

第8条(事業者からの契約解除)

1 甲は、乙の行動が他の居住者の生命に危害を及ぼす恐れがあり、かつ通常的生活支援方法では、これを防止することができず、本契約を将来にわたって継続することが社会通念上著しく困難であると考えられる場合に、本契約を解除することができます。

2 前項の場合、事業者は次の手続を行います。

①一定の観察期間をおくこと。

②主治医及び生活支援サービス提供スタッフ等の意見を聴くこと。

③契約解除の通告について一ヶ月の予告期間をおくこと。

④前号の通告に先立ち、入居者本人の意思を確認すること。

3 甲は、乙が正当な理由なく甲に支払うべきサービス利用料を3か月以上滞納した場合において乙に対し、相当の期間を定めてもなお期間内に滞納額の全額の支払がないときは、この契約を解除することがあります。

第9条(利用者からの中途解約)

乙は、甲に対して、30日の予告期間をおいて文書で通知することにより、本契約を解約することができます。

第 10 条(秘密保持)

- 1 甲及びその従業者は、生活支援サービスを提供する上で知り得た乙及びその家族等に関する秘密を第三者に漏らしません。この守秘義務は、契約終了後も同様とします。
- 2 前項の定めに関わらず、乙の個人情報を提供する必要がある場合は、必要の都度、乙の同意を得るものとします。

第 11 条(緊急時の対応等)

甲は、生活支援サービスを利用している乙に緊急な事態が生じた場合又は必要があると判断した場合は、緊急時マニュアルに応じて対応し、必要な措置を講じます。

第 12 条(賠償責任)

甲は、生活支援サービスの提供に伴って、甲の責めに帰すべき事由により乙の生命、身体または財産に損害を及ぼした場合は、乙に対してその損害を賠償します。

第 13 条(相談・苦情対応)

甲は窓口を設置し、乙の相談、生活支援サービス事業に係る要望、苦情等に対し、誠実かつ迅速に対応します。

第 14 条(重要事項説明確認)

契約の締結に当たり、甲は乙に対し、別に作成する生活支援サービス重要事項説明書に基づき重要な事項の説明を行い、乙はその内容を了承したものとします。

第 15 条(連帯保証人)

連帯保証人(以下「丙」という。)は、乙と連帯して、本契約から生じる乙の債務を負担するものとします。

丙は、以下の権限及び責任を有するものとします。

- 1 乙が重度の疾病その他の事由で正常な意思表示が出来ない場合には、乙に代わって、乙の保護に必要な措置をとること、本契約を終了し乙の身柄を引き取ること。
- 2 その他、乙の病気時や死亡時における連絡と一身上の相談。

第 16 条(本契約に定めのない事項)

- 1 甲及び乙は、信義誠実をもってこの契約を履行するものとします。
- 2 この契約に定めのない事項については、甲及び乙が誠意を持って協議のうえ定めます。

第 17 条(合意管轄)

本契約に関して訴訟の必要が生じたときは、「友友ビレッジ昭島(所在地)東京都昭島市昭和町 5 丁目 8 番 19 号」の所在地を管轄する地方裁判所を第一審管轄裁判所とします。

前記の契約を証するため、本書 2 通を作成し、甲及び乙記名押印の上、その 1 通を保有するものとします。

平成 年 月 日

事業者(甲)

住 所 本 社 東京都文京区本郷 5 丁目 25 番 14 号
友友ビレッジ昭島 東京都昭島市昭和町 5 丁目 8 番 19 号
氏 名 株式会社市進ケアサービス
代表取締役社長 守屋 厚志 印

入居者(乙)

住 所
氏 名 印

入居者(乙の同居人)

住 所
氏 名 印

連帯保証人(丙)

住 所
氏 名 印